

へき地の医療機関への看護師等の派遣等について

1. へき地の医療機関への看護師等の派遣について

へき地の医療機関への看護師等の派遣について

令和元年地方分権改革に関する提案募集に対する地方からの提案

1. 提案事項 ※提案団体：徳島県、高知県、熊本県、大分県、鳥取県、島根県、滋賀県、和歌山県、福島県 等

へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和

2. 具体的な支障事例

へき地の病院においては、医師だけでなく、看護職員をはじめとする深刻な医療従事者の不足に悩まされており、救急患者の受入れを一部中止する病院もあるなど、地域医療提供体制の変更を迫られている。

3. 求める措置の具体的な内容

医師について認められているへき地等の医療機関への派遣について、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師についても認め、へき地の医療機関への医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。

4. 制度改正による効果

都市部の医療機関からへき地の医療機関への医療従事者の派遣等により、へき地の医療機関の「人員不足の解消」と「医療の質の向上」に寄与する。これにより、へき地医療を地域全体で支えるシステムの構築が図られるとともに、へき地においても住民が安心して生活できる体制につながる。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）

5 義務付け・枠組みの見直し等

【厚生労働省】

(28) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭 60 法 88）

看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和 2 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

医療関連業務に係る労働者派遣について

○ 労働者派遣の適用除外業務（法第4条）

次の業務では、労働者派遣を行うことができない。

- ①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④その他政令で定める業務

○ 医療関連業務に係る労働者派遣の禁止（令第2条）

医療関連業務については、病院等の医療機関への労働者派遣を行うことは原則として禁止されている（※）。

（＝病院等の医療機関以外の場所（社会福祉施設等）への労働者派遣は可能）

（※）ただし、次の（i）～（iii）のいずれかに該当する場合は、例外的に労働者派遣を行うことが認められている。

（i）紹介予定派遣をする場合

（ii）育児休業、介護休業等を取得した労働者の業務である場合

（iii）医師の業務であって、当該業務に従事する派遣労働者の就業の場所が以下のいずれかに該当する場合

① へき地

② 地域における医療の確保のためには医業に派遣労働者を従事させる必要があるとして厚生労働省令で定める場所

参照条文

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

- 一 港湾運送業務(港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。)
 - 二 建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。)
 - 三 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣(次節並びに第二十三条第二項、第四項及び第五項において単に「労働者派遣」という。)により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務
- 2 厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 (略)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十年法律第八十八号）

(法第四条第一項第三号の政令で定める業務)

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務に係る労働者派遣が法第四十条の二第一項第四号又は第五号に該当する場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にあり、又は地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所(へき地にあるものを除く。)である場合を除く。)とする。

- 一 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十七条に規定する医業(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所(厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。)、同法第二条第一項に規定する助産所(以下この条において「助産所」という。)、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(以下この条において「介護老人保健施設」という。)、同法第二十九項に規定する介護医療院(以下この条において「介護医療院」という。))又は医療を受ける者の居宅(以下この条において「居宅」という。))において行われるものに限る。)
- 二 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十七条に規定する歯科医業(病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。)
- 三 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)第十九条に規定する調剤の業務(病院等又は介護医療院において行われるものに限る。)
- 四 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第二条、第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務(他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるもの(介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護及び同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。))に限る。)
- 五 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第一条第二項に規定する業務(傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導に係るものであつて、病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。)
- 六 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第二条第一項に規定する業務(病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。)
- 七 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二条第二項に規定する業務(病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。)
- 八 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第二条第一項に規定する業務(病院等又は介護医療院において行われるものに限る。)

2 前項のへき地とは、次の各号のいずれかに該当する地域をその区域に含む厚生労働省令で定める市町村とする。

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の区域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域
- 三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 四 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村の地域
- 五 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域
- 六 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 七 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島の地域

医療関連業務に係る労働者派遣について

労働者	業務内容	業務が行われる場所						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		病院・診療所	助産所	介護医療院	介護老人保健施設	医療を受ける者の居宅	①～⑤が へき地にある 場合	社会福祉施設等
医師	医業	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	○	○
歯科医師	歯科医業	禁止	－	禁止	禁止	禁止	禁止	○
薬剤師	調剤	禁止	－	禁止	－	－	禁止	○
保健師	保健指導	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	○
助産師	助産、保健指導	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	○
看護師	療養上の世話、診療の補助	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	○
	訪問入浴介護	－	－	－	－	○	○	○
准看護師	療養上の世話、診療の補助	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	○
	訪問入浴介護	－	－	－	－	○	○	○
臨床検査技師	診療の補助	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	○
診療放射線技師	診療の補助	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	○
その他職種	診療の補助	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	○
栄養士	栄養指導	禁止	－	禁止	禁止	禁止	禁止	○
歯科衛生士	歯科衛生の業務	禁止	－	禁止	禁止	禁止	禁止	○
診療放射線技師	放射線を人体に照射する業務	禁止	－	禁止	禁止	禁止	禁止	○
歯科技工士	歯科技工の業務	禁止	－	禁止	－	－	禁止	○

(※1) ○：労働者派遣を行うことが可能とされているもの

－：当該場所において当該業務を行うことが想定されないもの

(※2) 「介護医療院」は、要介護者を対象として受け入れ、長期療養に必要な医療や、日常生活上の世話（介護）を一体的に提供する機能を有する施設。

「介護老人保健施設」は、要介護者を対象として受け入れ、必要な医療や日常生活上の世話（介護）を一体的に提供する機能を有する施設。

いずれも医療法上の「医療提供施設」に位置付けられている。

医療関連業務の派遣禁止に係る主な経緯

- 労働者派遣事業はいわゆる専門26業務についてのみ可能とされていた（ポジティブリスト方式）。



平成11年
派遣法改正・
政令改正

- 労働者派遣事業が原則自由化されるとともに、
①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④政令で定める業務
については、労働者派遣事業の適用除外業務とすることとされた。
- ④の業務として医療関連業務が適用除外業務とされた。
⇒ 病院等の医療機関が派遣労働者となる医療資格者を特定できない
ことによってチーム医療に対する支障が生じるおそれがあるため



平成15年
政令改正

- 病院等の医療機関以外の場所（社会福祉施設等）への
医療関係業務に係る労働者派遣事業が可能に
⇒ 社会福祉施設等において行われる医療関連業務は、入所者の
日常的な健康管理業務が中心であり、チーム医療に対する支障が
生じるおそれが少ないと考えられるため



平成18年
政令改正

- へき地にある病院等の医療機関への医師を対象とする
労働者派遣事業が可能に
⇒ 深刻な医師不足の状況に対応するため、医師確保の選択肢を
拡大する観点から、労働者派遣事業を可能とすることが適当であるため

2. 社会福祉施設等への看護師の日雇派遣について

社会福祉施設等への看護師の日雇派遣について

令和元年・規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）

II 分野別実施事項

4. 保育・雇用分野

(8) 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表	看護師、福祉及び介護施設等の事業者、派遣事業関係者に対して、福祉及び介護施設等における看護師の日雇派遣に関するニーズ、派遣労働者として働いている看護師の雇用管理上の課題等の実態調査を行う。	令和元年度上期調査開始、令和元年度内に公表	厚生労働省

令和2年・規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）

II 分野別実施事項

2. 雇用・人づくり分野

(9) 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
12	福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討	厚生労働省は福祉及び介護施設への看護師派遣について、令和元年度の調査結果を踏まえ令和2年に検討を開始する。その上で労働政策審議会での議論を行い、速やかに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和2年検討開始、速やかに結論・措置	厚生労働省

日雇派遣の原則禁止について

- 派遣元事業主は、以下の場合を除き、日雇労働者（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者）について労働者派遣を行ってはならない。

<禁止の例外>

- ① 専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務（日雇派遣の例外業務）について派遣する場合
- ② 雇用機会の確保が特に困難な労働者等を派遣する場合（日雇派遣の例外の場合）

① 日雇派遣の例外業務

→以下の業務をいう。

- ソフトウェア開発
- 機械設計
- 事務用機器操作
- 通訳、翻訳、速記
- 秘書
- ファイリング
- 調査
- 財務処理
- 取引文書作成
- デモンストレーション
- 添乗
- 受付・案内
- 研究開発
- 事業の実施体制の企画、立案
- 書籍等の制作・編集
- 広告デザイン
- O A インストラクション
- セールスエンジニアの営業、金融商品の営業

② 日雇派遣の例外の場合

→日雇労働者が以下のいずれかに該当する場合をいう。

- 60歳以上の者
- 雇用保険の適用を受けない学生（いわゆる「昼間学生」）
- 副業として従事する者（生業収入が500万円以上の者に限る。）
- 主たる生計者以外の者（世帯収入が500万円以上の者に限る。）

参照条文

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）

（日雇労働者についての労働者派遣の禁止）

第三十五条の四 派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）に従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならない。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

日雇派遣の原則禁止に至る主な経緯

- 労働者派遣が禁止される業務以外は、日雇派遣に係る規制はなし。



平成19年～
平成20年頃

- 不適正な日雇派遣（いわゆる「データ装備費」問題等）が社会問題化
⇒ 「日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者について、原則、労働者派遣を行ってはならないものとするのが適当である。
その場合、日雇派遣が常態であり、かつ、労働者の保護に問題ない業務等について、政令によりポジティブリスト化して認めるのが適当である。」
(平成20年9月24日労働政策審議会建議 抄)



平成24年改正法

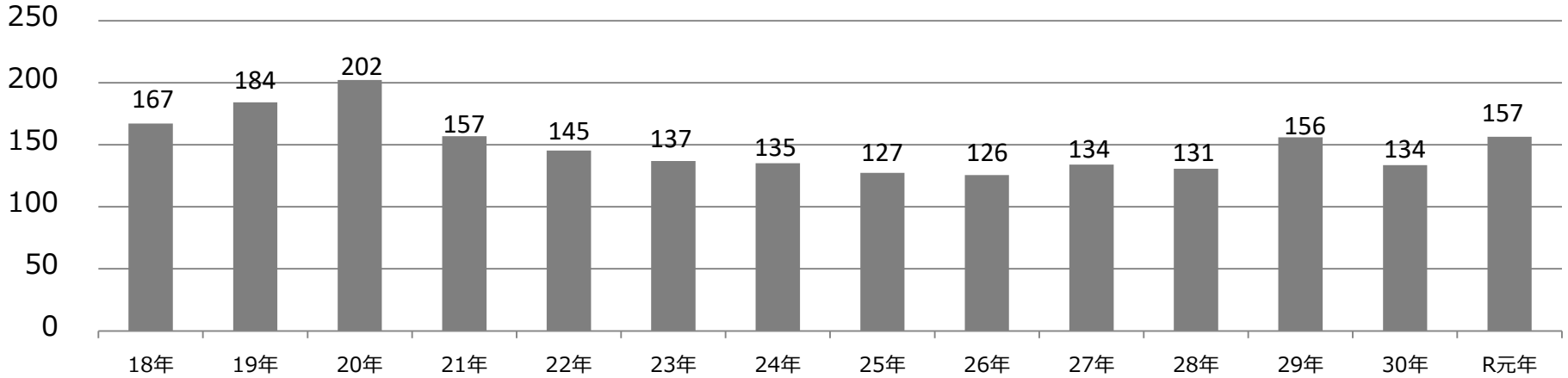
- 日雇派遣の原則禁止
⇒ 日雇派遣については、あまりにも短期の雇用・就業形態であることから、派遣元・派遣先の双方で必要な雇用管理がなされず、労働災害の発生等の問題が指摘されたこと等の理由から、以下の場合を除き、労働者保護の観点から禁止
<禁止の例外>
 - ① 専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務について派遣する場合
 - ② 雇用機会の確保が特に困難な労働者等を派遣する場合

(参考) 医療関連業務の派遣実績

○ 労働者派遣（全職種計）の状況

■ 派遣労働者数の推移

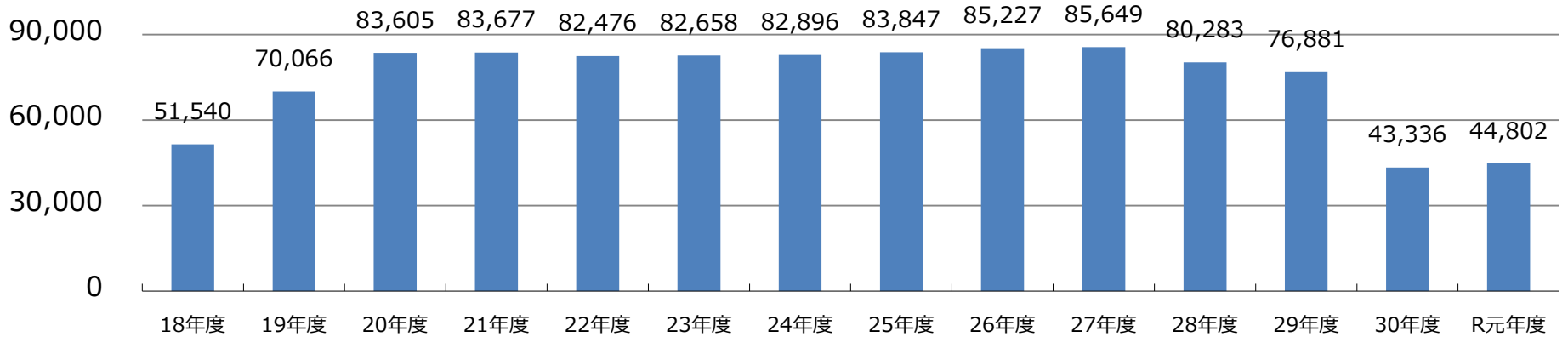
(万人)



資料出所：厚生労働省「6月1日現在の労働者派遣事業報告」

■ 派遣元事業所数の推移

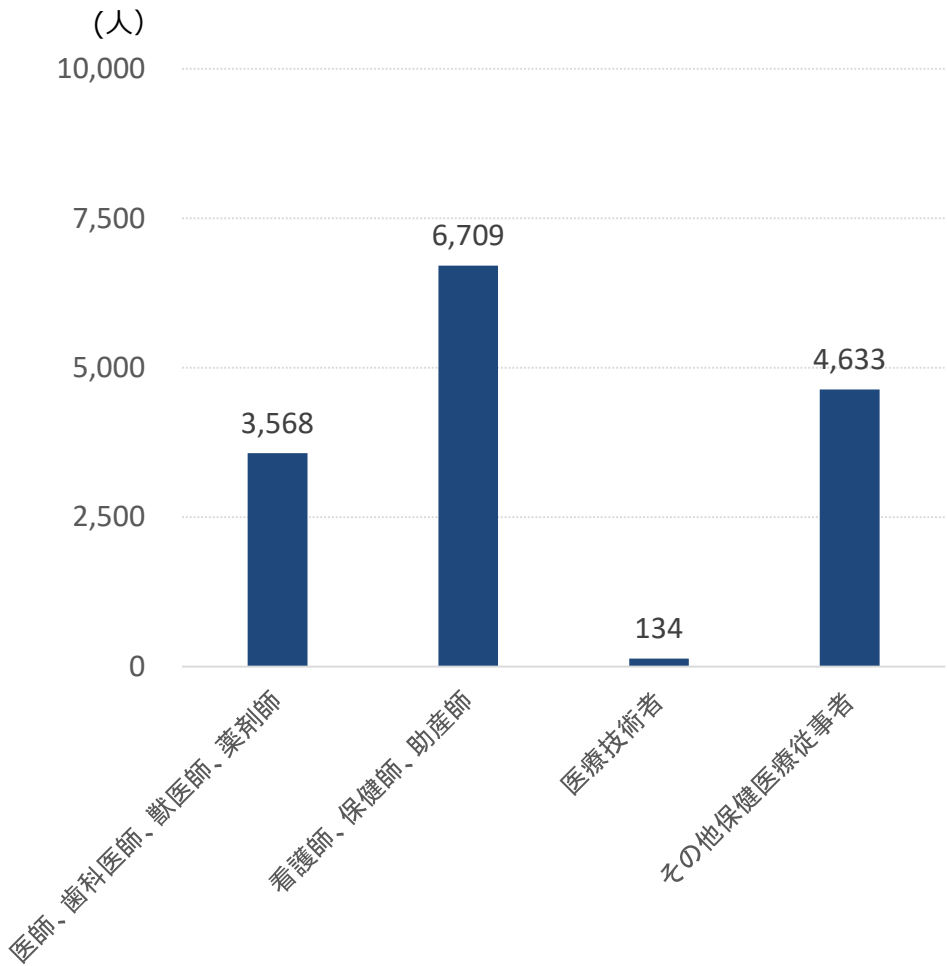
(所)



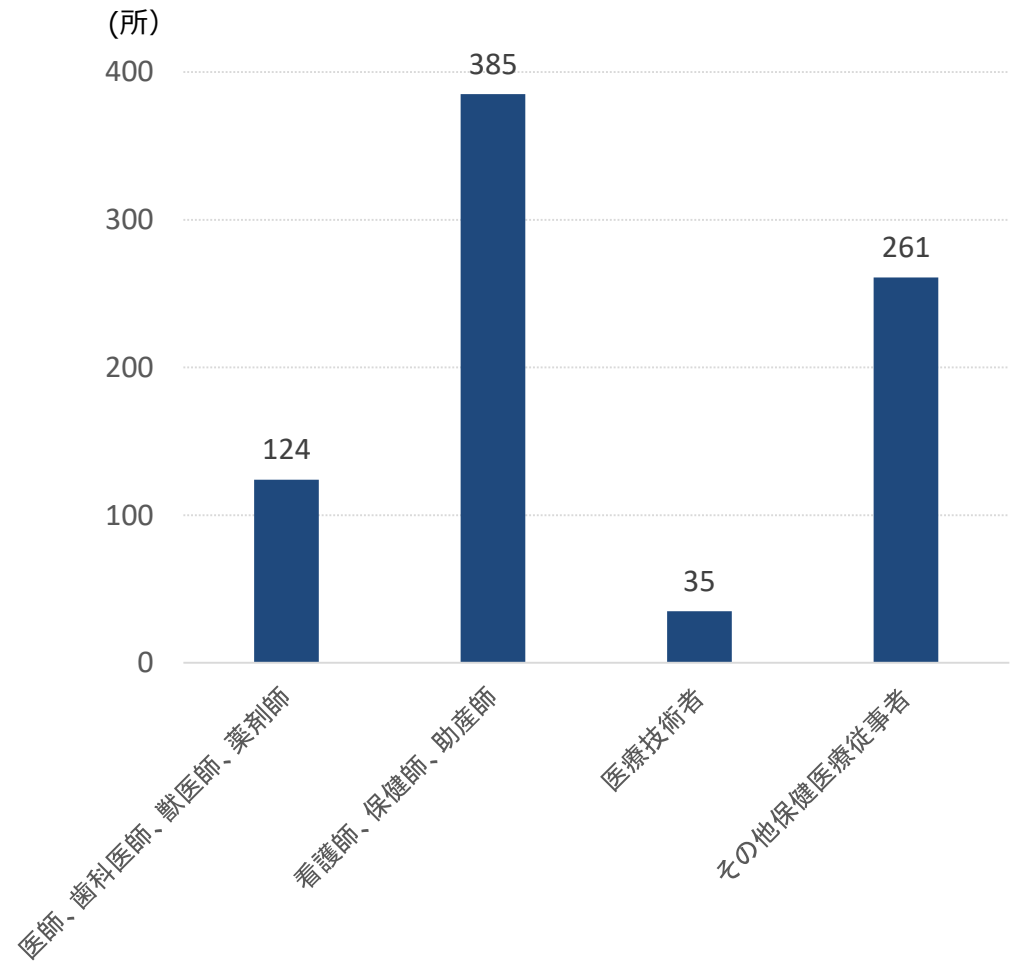
資料出所：厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ

○ 医療関連業務の労働者派遣実績

■ 派遣労働者数



■ 実績事業所数

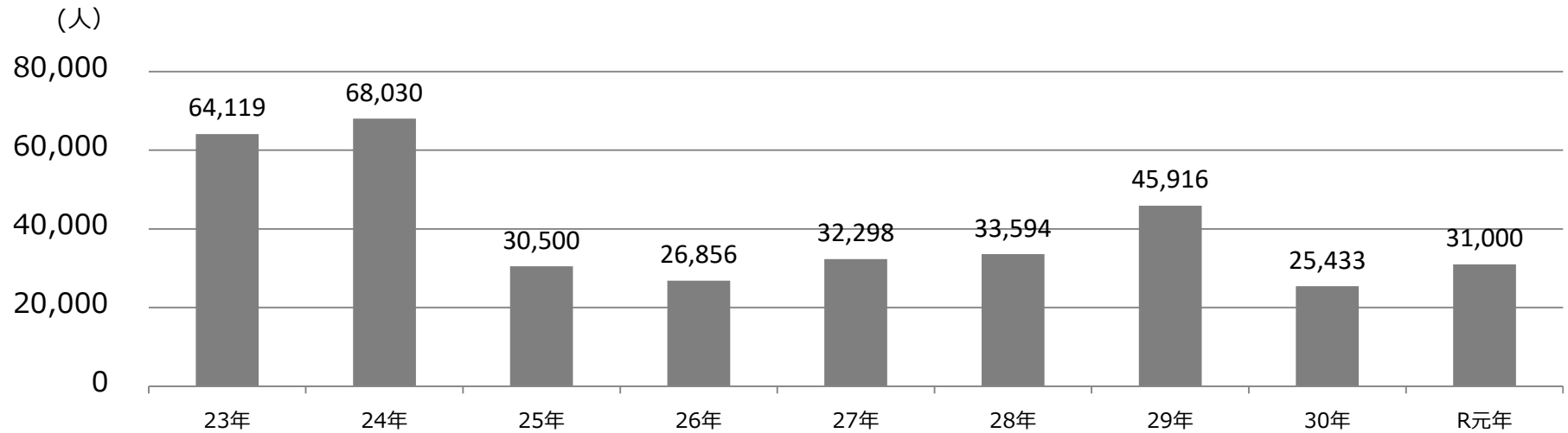


資料出所：厚生労働省「令和元年6月1日現在の労働者派遣事業報告」

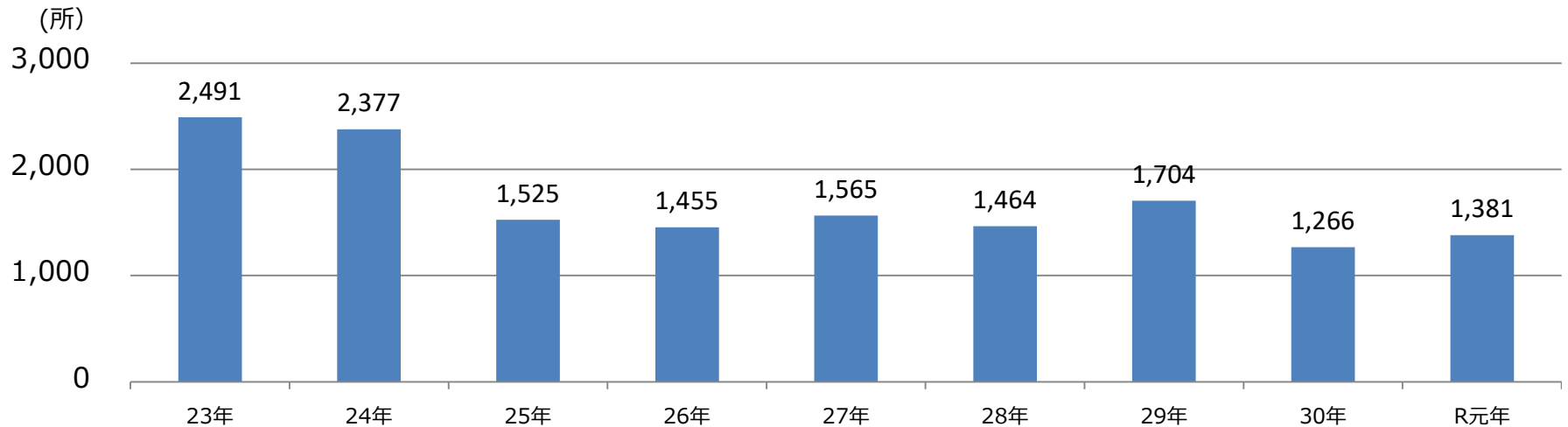
(※) 医療技術者には、「放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士」等が、その他の保健医療従事者には、「栄養士、あん摩マッサージ指圧師」等が含まれる。

○ 日雇派遣（全職種計）の状況

■ 日雇派遣労働者数の推移



■ 日雇派遣実績事業所数の推移



資料出所：厚生労働省「6月1日現在の労働者派遣事業報告」

○派遣実績のある業務内容（日雇派遣が原則禁止されている業務）（派遣元調査）

